



平成 27 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 金丸 勲
(J A S D A Q ・ コード 8704)
問合せ先 取締役 新妻 正幸
(TEL 03-4330-4700 (代表))

株式会社 Liquid との合弁会社設立に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 17 日付「株式会社 Liquid との生体認証を活用した金融取引システム等の共同調査及び研究開発を行う業務提携に関する基本合意のお知らせ」にて、業務提携に係る基本合意書を締結した旨を公表しましたが、本日、平成 27 年 3 月 31 日開催の取締役会において、業務提携の目的を早期に達成できるよう、株式会社 Liquid（以下、「Liquid」といいます。）と合弁会社設立契約書を締結し、合弁会社を設立することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 合弁会社設立の目的

生体認証の中でも指紋認証は、人や指毎に文様が違うこと並びに終生不変であることが実証実験により証明されており、最もセキュリティが高く簡便な認証手段とされています。しかしながら、従来の指紋認証等の生体認証では登録者の増加に伴って照合プロセスに相当な処理時間を要する難点があり、ID カードや口座番号で一時認証した後の補助的なセキュリティとして利用されています。

Liquid は、指紋認証にかかる独自の認証アルゴリズムを開発し、処理時間を従来の 1/1,000 以下に短縮して、大規模登録者がいる環境においても他の手段を併用せずに指紋認証のみで認証処理を行うことに成功しております。

現在、金融取引では認証に ID・パスワードなどのデジタル情報が用いられていますが、ハッキングやクラッキングによる不正利用等の被害が生じており、認証行為におけるセキュリティと利便性の両立が大きな課題となっています。

一方、当社は証券子会社を中心とした金融サービス事業を展開しており、長年にわたる当社グループの金融での業務、法令にかかる知識と経験・実績、及び取引システム構築ノウハウを基に、『(別紙)Liquid の生体認証技術について』記載のとおり、大規模ユーザー下でも指紋のみで認証が行える Liquid による優位性のある独自技術と併せ、今後の金融取引システムやプリペイドカード等の金融システムへの利用を可能にするために、共同で調査及び研究、販売を行うことを目的に合弁会社設立契約を締結いたしました。

2. 合弁会社の概要

- (1) 名称：株式会社Liquid マーケティング
- (2) 所在地：東京都渋谷区恵比寿1-18-15 B01
- (3) 代表者の役職・氏名：代表取締役 久田 康弘
- (4) 事業内容：生体認証システムの研究・開発及び保守・コンサルティング事業
- (5) 資本金：500万円
- (6) 設立年月日：平成27年4月（予定）
- (7) 決算期：3月31日
- (8) 出資比率： 트레이ダーズホールディングス株式会社 20%
株式会社Liquid 80%
- (9) 当社と当該会社との関係等
 - ・資本関係：当社が当該会社へ資本金20%を出資いたします。
 - ・人的関係：当社より、当該会社の取締役1名及び監査役1名を派遣いたします。
 - ・取引関係：現時点における当該事項はありません。

3. 合弁相手先の概要

- (1) 名称：株式会社Liquid
- (2) 所在地：東京都渋谷区恵比寿1-18-15 B01
- (3) 代表者の役職・氏名：代表取締役 久田 康弘
- (4) 事業内容：生体認証システムの開発及び販売
- (5) 資本金：3,200万円
- (6) 設立年月日：平成25年12月

4. 日程

- (1) 取締役会決議日 : 平成27年3月31日
- (2) 合弁会社設立契約書締結日 : 平成27年3月31日
- (3) 合弁会社設立日 : 平成27年4月（予定）
- (4) 営業開始日 : 平成27年4月（予定）

5. 今後の見通し

本合弁会社設立による平成28年3月期連結業績に与える影響は軽微であります。なお、今後、合弁会社の事業が本格化し、当社連結業績に重要な影響が見込まれる場合には、別途公表いたします。

以上

【別紙】

Liquid の生体認証技術について

1. 従来型の一般的な指紋認証について

従来型の一般的な指紋認証は、認証を行うユーザー数の増加によって、認証に要する時間が大幅に増加してしまうため、認証に要する時間を維持するためにユーザー数を限定したり、認証精度を低下させたりする必要性がありました。

そのため、現在の指紋認証の多くは、銀行のATMやスマートフォンでの決済などのように他の本人確認手段の補完的な位置づけとしての導入に留まっており、そのことが、ATMカードやスマートフォンなどの他の本人確認手段のなりすまし等を行うことで指紋認証の真偽に関わらず不正利用が可能となってしまう、そうした不正利用による事件等が減少せず、現状、指紋認証手段が形骸化していることが問題となっています

2. 他の手段による生体認証について

他の手段による生体認証については、生体認証で重要となる普遍性（同一人物において変わらないこと）と個性性（異なる人物によって異なっていること）が大規模な実証により証明されているものがないのが現状です。そうした点において、指紋による認証は全世界的に犯罪捜査等で活用されている等、大規模かつ普遍性と個性性が証明されている認証手段となっています。

一例として、日本で導入が進んだ近赤外線を指や手のひら、手の甲に透過させて得られる静脈パターンによって個人認証を行う静脈認証については、実環境での導入が進んでおりますが、寒暖差による影響を受けることや、職業によっては酷使していたり、汚れていたりした場合の外部環境による変化に起因して、うまく静脈を読み取ることができないケースが発生するなど、血管という変化性の高い部位を認証に使うことの脆弱性が、近年、指摘されています

また、最近、注目されている顔認証や虹彩については、メイクや紫外線量などによる変化率の高さに加えて、光等の環境変化による影響を受けた誤認識の発生という問題に加えて、非接触での認証になることから、画像による偽造が容易になってしまう問題点があります。

3. Liquid 指紋認証による導入のメリット

Liquid 指紋認証は独自のアルゴリズムによる認証を行うことで、高い認証精度を維持しつつ、従来要していた認証時間を大幅に短縮することが可能となります。そのため、他の認証手段に依存することなく、また、併用することなく、単独で認証を行うことができるため、なりすまし対象となるカード等の発行を行わずに認証手段を提供でき、大幅にコストを削減出来る可能性があります。

また、Liquidの認証システムは、実際の実指のみのデータ取得を起因に各種認証機能が動作するように設計されております。万が一、同社サーバーの情報が流失した場合においても、当該情報は指紋のインデックスと特徴点の暗号化されたデータであり、実指の画像データではないため、当該情報から実指を再現し、不正利用することは極めて困難な仕様（技術）となっております。

さらに、近年の指紋センサーでは、人間が発生させる電量を読み取ることで生体か否かを判断し、認証処理を開始するものであるため、画像データには一切、反応しない仕様（技術）となっております。

4. 今後、考えられる導入の事例

対面、非対面に関わらず、金融取引等における本人確認手続きや決済手段及びポイント、前払いチャージ式の支払手段等において、導入が進んでいくことが考えられます。